

〔論 文〕

少数民族語¹から見た中国の「国家語」名称

—「国家通用語」名としての「普通話」の可能性—

フフバートル

The Name of China's "National Language" Viewed from the Perspective of
Speakers of Minority Languages

—The suitability of "Putonghua" as the name for the national common language—

Huhbator BORJIGIN

"Putonghua" is legally established as the name of the "national common language" in China at present. However, in Chinese speaking areas, discussions on the proper name of China's "national language" are endless. There are many names in use among ordinary Chinese; three of them are "Putonghua," "Guoyu" and "Huayu." "Putonghua" is in use in the Chinese mainland, "Guoyu" had been used in Taiwan until recent years, and "Huayu" has been used in many areas and countries including Taiwan in recent years. In China it is generally believed that these names are not exclusive of each other but that they supplement each other and that these names will be used together on a long-term basis. However, due to the inconvenience of China's national language having multiple names, scholars in the Chinese speaking regions offer different theories and views supporting one of the other of the names, most often Huayu and Guoyu.

Use of "Putonghua" as the common language is one of the important language policies in modern China and closely related to policies regarding languages of minority nationalities. However, discussions of the name "Putonghua," which are also related to China's national common language do not take into account the viewpoints of those who speak minority languages. The name "Hanyu" is often used as a substitute for "Putonghua" or a term for interpreting the origins of "Guoyu" or "Huayu." However, when viewed from the standpoint of minority languages, "Hanyu" is the most acceptable language name because it means "one language." It is natural according to the theory of the language name configuration.

Key words: national common language (国家通用語), Putonghua (普通話), languages of minority nationalities (少数民族語), Hanyu (漢語)

はじめに

2000年10月に『中華人民共和国国家通用語语言文字法』(以下「国家通用語语言文字法」と省略する)が採択されたことにより、「漢民族の共同語」と定義されていた「普通話」(Putonghua)²が「国家通用語」³

となった。この「国家通用語」をここでただちに「国家語」と言い換えることはできないが、同法の採択により、「普通話」が一民族⁴の「共同語」から「国家通用語」に、つまり、民族共通語から国家共通語になるような定義上の変化が生じたことは明らかである。便宜上、ここで前者を「民族語」、後

1 各民族の言語は人口の多寡と関係なく、それぞれが独自の体系をもっている自立した存在である。そのために、ここではいわゆる「少数民族」の「少数」を「非漢民族の」という意味で使い、「少数民族語」は「非漢諸民族語」を指す。

を「国家語」と理解することもできる。

しかし、同法の採択にあたり、「普通話」の定義は避けられ、草案改定の段階で定義が削除されていたことが関係者により明記されている。それは学術上の、または政策上の論争を避けるための法律制定側の工夫であり、「本法で普通話（中略）の定義を規定しなくても、人々の普通話（中略）に対する誤解を招くことはない」と記述されている⁵。実際、1980年代以降、「普通話」に定義上変化が生じた事実について中国の専門家たちは早くから注目し、中国の共通語や公用語、または「国家語」の名称——「正名」をめぐる議論を展開しはじめている。例えば、生涯にわたって中国の言語文字問題の研究に携わってきた言語学者の周有光は次のように述べていた⁶。

1955年に「国語」を「普通話」に改めたのは、当時は各民族語の平等を強調し、漢語を少数民族に押しつけないためであった。現在は、「全国に通用する普通話を推し広める」と言っているが、普通話は漢民族の共同語から全国共同語になったのか。全国共同語とはつまり「国語」ではないか。

周有光がこう述べたのは、中国で「国家通用語言文字法」が採択される15年前の1985年の時点であり、1982年公布の『中華人民共和国憲法』に「国

家は全国に通用する普通話を推し広める」と規定されて以来のことであった。したがって、その時点では「普通話は全国通用語である」という法的な「断定文」がまだ存在しなかったので、周氏のような説明や問いかけは、憲法の規定にあった「全国に通用する普通話」というくだりについての個人的な解釈にすぎなかった。

つまり、「普通話」の修飾語であった「全国に通用する」を、その被修飾語の「普通話」を主語に置き換えながら述語にし、「普通話は全国に通用する」という形に整えたうえで、さらに「語」をつけて「普通話は全国に通用する語」、すなわち、「普通話は全国通用語である」というような断定文として考え、解釈している。ところが、この「解釈」は、2000年以降の中国では、「普通話は国家通用言語である」というふうに、憲法上の「全国」という行政的、地理的範囲を示す語が国家権力を示す「国家」という語に置き換えられ、法定の文となった。

しかし、これで「普通話」は「漢民族の共同語」であるという中国政府所定の定義から解除されたとは言えない。それは、「国家通用語言文字法」の「第八条」が「各民族はすべて自己の言語文字を使用し、発展させる自由を有する。少数民族の言語文字の使用は憲法、民族区域自治法およびその他の法律の関係ある規定にもとづく」⁷となっているよう

2 国務院が1956年2月に発布した「普通話を推し広めることに関する指示」のなかで、「北京語音を標準音とし、北方話を基礎方言とし、手本になる現代白話文の著作を文法の規範とする普通話」という、「普通話」の定義が確定されている。それに先立ち、1955年10月に北京で行なわれた「全国文字改革会議」において中華人民共和国教育部長の張奚若が「北京語音を標準音とする普通話を推し広めることに力を入れよう」という報告を行ない、中華人民共和国における「普通話」の定義を公式に公布した。そこで「普通話」は「漢民族の共同語」とであると定められた。

3 「国家通用語言文字法」で「本法で言う国家通用語言文字は普通話と規範漢字である」と定められているので、「国家通用語」には「普通話」の定義が該当することになる。ここでは「通用語」と後記の「共同語」のいずれも「共同語」(common language)と考えることができる。1981年に中国で出版された言語学辞典(『語言与語言学詞典』上海辞書出版社)ではcommon languageを「共同語」とし、universal languageを「通用語言」と訳している。

4 中国には中国国民をさす「中華民族」という広い意味の「民族」の概念と漢民族を含む特定のエスニック集団をさす狭い意味の「民族」の概念が並存していることが知られている。ここでは冒頭に「漢民族」という具体的な記述があるように、「民族」は後者の意味で使われている。

5 全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会副主任委員汪家鏐『中華人民共和国国家通用語言文字法(草案)』に関する説明『中華人民共和国国家通用語言文字法学習読本』(2001), 16頁。そのうえ、「もし、必要であるなら国務院語言文字主管部門から普通話と規範漢字の定義について解釈を行なうこともできる」と述べている。

6 周有光「中国文字改革的新階段」『語文建設』1985年, 第5期, 4頁。

に、「普通話」を「国家通用語」として規定するにあたり、少数民族語との関係を配慮し、また、少数民族語との関係の明言を避けることも必要であった。なぜならば、中華人民共和国成立後、中華民国時代から使われてきた「国語」(Guoyu)をわざわざ「普通話」に改めたのは、上記周氏も言及するように、諸民族の平等を掲げて誕生した中華人民共和国が特定の民族語に「国語」としての特権を与えないためであった。そういう意味で、現代中国における「普通話」はまさに少数民族語との関係により生まれ、少数民族語への配慮を背景に使われてきた名称である。

このように、「国家通用語文字法」において、「普通話」の定義が避けられたのは、学術的議論を回避するためであったというよりも、むしろ、普通話と少数民族語との関係および「普通話」の従来の「民族語」としての定義とその位置づけの変化をいかに釈明するべきかという問題を回避するためであったと考えることもできる。しかし、本稿の目的は、「普通話」の定義、あるいは、普通話の「国家語」としての位置づけや性質について論じるものではない。

ここでは、上述の問題意識により、多民族国家中国において、「国家通用語」の名称はいかにあるべきか、中国語⁸、または、「漢語」の名称をめぐる中国語圏の研究者たちの見解や議論を考慮に入れ、現行「国家通用語」の名称である「普通話」の「国家語」名称としての可能性について、少数民族語の立場から考察する。

中国語には普通話と関連がある名称が数多く併用されている。それは、普通話と実質的に「同じ言語」、

言い換えれば、普通話が多く国や地域において異なる政治的環境で使用されているからである。普通話が中国語圏⁹で広く使われているのはいうまでもなく、普通話の共通語および公用語としてのステータスによるものである。それらの名称については、使用される領域や意味により、「民族や地方の共通語としての普通話」、「教育や語学の対象としての普通話」、「公用語や国家語としての普通話」というふうに分けて論じることができる。それぞれの名称について、ここでは少数民族語との関連に焦点を当てて考察し、それにより、普通話および「普通話」と関連ある名称全体における少数民族語との関連性について分析を行いたい。

一、民族や地方の共通語としての「普通話」

日本語から導入された「民族」という語は、植民地、半植民地時代の中国では「列強」に対し、自民族の「中華民族」(実際多くのばあいには、中国人=漢民族)を指す意味で多く使われてきた。例えば、民国時代の中国の民族観を反映していることで知られる蒋介石の『中国の運命』という著書で、「民族」は「中華民族」を指し、漢民族を含む諸民族は「諸民族」とされていたため、「五族」の「族」は、現在のような「民族」ではなく、「宗族」を意味していた¹⁰。現代中国では「民族」は「少数民族」の省略形であるばあいがほとんどであるが、ここでは「民族共同語」は基本的に「漢民族の共同語」を指しているため、このばあいの「民族」も「漢民族」を意味する。「民族共同語」は本来、不特定民族の共通語を意味する用語である¹¹。

7 「各民族はすべて自己の言語文字を使用し、発展させる自由を有する」は『中華人民共和国憲法』「第四条」による。

8 中国は56の民族に80以上の言語があるため、漢民族の言語である「漢語」を「中国語」と呼ぶのは適切ではないという考え方が日本の学界にはあり、「中国語」という名称を避ける傾向がある。しかし、日本語で「中国語」は実際、漢民族の諸方言を含む「漢語」ではなく、中国の公用語としての「普通話」を指す意味で使われているばあいが多いので、ここでは、「中国語」という名称にはとくにこだわらない。

9 このばあいの「中国語」は「普通話」だけでなく、「漢語諸方言」も指す。

10 本書では現在の諸民族の言語の違いはまったく無視され、「わが中国の五族の区分は、地域的・宗教的のもので、種族的・血統的關係によるものではない」とみられている。そして、「これはわが中華民国同胞の徹底的に了解しなければならぬところである」となっている。蒋介石著 波多野乾一訳『中国の運命』日本評論社、1946年、15頁。

11 『辞海 民族問題類二稿』(1961)で「民族語言」は、「ある民族が共同で使用する言語」となっている。これは、

漢民族の共通語

漢民族の共通語の古い名称には、「官話」(Guanhua)や「北京話」(Beijingshua)があった。「官話」という名称は現在も依然として存在するが、それは北京語を標準とする民族共同語の意味ではなく、漢語の北方方言の総称という意味においてである¹²。「北京話」は、「北京土話」(Beijing tuhua)とは異なり、「北京官話」(後述)の省略形として理解される。「普通話」の定義を行なった当初、その定義は「北京話を標準とする普通話」と決まっていたが、それについて、著名な言語学者の陳望道が「普通話は北京話だから、北京話を標準とする普通話という定義は、逆に、普通話を取り消してしまうではないか」と指摘した。それを受けて定義が「北京語音を標準音とし、北方話を基礎方言とした」に訂正された(傍点は引用者による)¹³。ここで「話」(hua)は「ことば」を意味し、「語音」(yuyin)は「発音」を意味するので、普通話が標準にするのは、北京のことば全体ではなく、北京のことばの発音をもって発音の標準にするということであった。

このように、現在使用されている名称としてはまず「普通話」自体があげられる。「普通話」という名称は、清朝末期にも「各省通行之話」、つまり、チベットやモンゴルなどを除く全国の共通語の意味で使われていた。しかし、共通語をさす意味で「官話」という名称を受け継いだのは「国語」(Guoyu)という名称であった。清朝の最高教育機構であった学部が清朝崩壊直前の1911年に「統一国語辦法案」(国語を統一する方案)を採択するとともに「国語調査總會」の設立を提案し、北京語の発音を標準とするようにした。それ以降、「国語」という名称が「官話」という名称に取って代わるようになった¹⁴。

したがって、日本語から導入された「国語」という名称は、中国では「国家語」よりも先に共通語の意味で使われていたということになる。

そのほかに、定義上の名称として、「漢民族共同語」(Hanminzu Gongtongyu)、「民族共同語」(Minzu Gongtongyu)、「共同語」(Gongtongyu)がある。「民族共同語」は「漢民族共同語」の省略形として、「共同語」は「民族共同語」の省略形として、それぞれ「普通話」を指す意味で使われることが多かった。実際、新中国成立後、漢語の規範問題が提起された当初のキーワードは、「漢民族共同語」、「民族共同語」であり、「普通話」が使われることは比較的少なかった¹⁵。

「共同語」の意味は、「普通話」の定義の説明にあたり、「どこでも通用し、だれもが受け入れられる共同の言語、つまり、規範化された言語である」と解釈されている¹⁶。1950年代当初の少数民族分布地帯において「普通話」は、この基準からは程遠い存在であった。実際、山村や遊牧地の少数民族語の話し手たちにとって普通話はまったくの「外国語」であった。

ついでに述べると、新中国の建国以前、「共同語」という用語を中国共産党の知識人は、スターリンの「民族」概念の引用や解釈にあたり、「共通の言語」(同じ一つの言語)という意味で「共同的語言」、「共同語言」という形で使っていた。このばあい、漢民族の「共同語言」とは、広い意味での「漢語」全体を指していた。つまり、それは漢語諸方言全体を「一つの民族として」の漢民族の「共通の一つの言語」であると考えた意味での「共同語言」であり、その後の「普通話」のような「漢民族共同語」を指すものではなかった¹⁷。

「民族共同語」の定義にもつながる。

12 林燾「從官話、国語到普通話」『語文建設』1998年、第10期、7頁。

13 「陳望道推敲『普通話』定義」『語言建設』2000年、第3期、41頁。

14 王理嘉「從官話到国語和普通話——現代漢民族共同語的形成及發展——」『語文建設』1999年、第6期、23頁。

15 浜田悠美「什麼是現代漢語的「規範化」？」石剛編著『現代中国的制度与文化』香港社会科学出版社有限公司2004年、441頁。

16 現代漢語規範問題學術會議秘書處(1956)、276頁。

17 楊松「論民族」(1938年8月1日)、中共中央統戰部(1991年)、764頁。

「民族共同語」について、王力は「論漢族標準語」という論文の中で「標準語と民族共同語とは、含まれている意味が完全に同じではない。標準語は民族共同語の基礎においてさらに加工され、規範化された言語である」と述べている¹⁸。しかし、その後の中国では、漢民族の、あるいは中国の言語について「標準語」という用語を使って論じることはほとんどなかった。それは、漢民族の言語的実情からみて、標準語よりも「民族共同語」の成立が先決問題であったからである。実際、「普通話」が「漢民族の共同語」と定義されたのは、漢民族の言語にとって「共同語」の形成が差し迫って必要だったからであった。1958年に國務院総理の周恩来が「わが国の漢民族の人民に北京語音を標準とする普通話を努力して押し広めることは、一つの重要な政治的任務である」と述べた¹⁹のもそのためであった。現実の問題として、1950年代の中国では少数民族を普通話普及の対象にする余裕はまったくなかった。それに、政策上、少数民族語にもそれぞれの言語における共同語の成立が認められていた。それが普通話を「漢民族の共同語」と限定できた重要な要因の一つであった。

「地方普通話」

いわゆる「官話を話す」ということは大体において、書きことばを基礎に、地元のことばをなるべく北京の発音を中心とした北方のことばに近づけて話すことであった。それは、北方のことばが長い間流通範囲のもっとも広い漢語だったからである。官話はいずれも濃厚な地方なまりを帯びていた。例えば、「北京官話」、「天津官話」、「山東官話」、「南京官話」、さらに、「紹興官話」、「広東官話」などである。全体的に「藍青官話」(Lanqing Guanhua)と呼ばれていたこうした共同語には明らかな発音の標準はなかったし、ありえなかった。それは、「藍青官話」

は民衆の中の一部の人々の間で自発的に形成したからであった。「藍青官話」の「藍青」とは「不純」の意味であった²⁰。

この意味における現代の名称には、「地方普通話」(difang Putonghua)や「方言普通話」(fangyan Putonghua)、「方言区普通話」(fangyanqu Putonghua)、「方言腔普通話」(fangyanqiang Putonghua)、「帯方言色彩的普通話」(dai fangyan sec'ai de Putonghua)のほか、具体的な地名や地域名を冠した「～普通話」、あるいは、「～口音(kouyin)普通話」がある。例えば、「上海普通話」、「武漢普通話」、「南寧普通話」、「全州普通話」、「徐州口音普通話」、「上海口音的普通話」などである。そのために、「地方普通話」や「方言普通話」に対し、「標準普通話」という用語や概念が必然的に求められるようになり、特定の「地方普通話」と「標準普通話」との対照研究を行なうという研究領域が現われ、具体的には、「～普通話と標準普通話対比研究」というような題名の研究が盛んに行なわれるようになっている。

例えば、国家語言文字工作委员会に直属する語言文字応用研究所が1990年6月に北京で主催した「普通話と方言問題學術討論会」では、全国から参加した90数名の言語学者、教師、地方語言文字工作委员会の責任者たちの多くが「地方普通話」に関する論文を発表し、「地方普通話」の問題が學術討論会の中心的なテーマとなった²¹。

「地方普通話」の性質や定義に関しては、「地方普通話」は「標準普通話でもなければ、地方方言でもないある種の言語現象である」という認識に異存はないとみられている²²。名称については、「地方普通話」、あるいは、「地方口音普通話」の「地方」という二文字を具体的な地名に取り替えて使うほうが好都合であると考えられ、それが実際、「台湾国語」や「新加坡華語」のような「～国語」、「～華語」の系列の呼称に属するものであると思われる。そ

18 王力等(1956), 3頁。

19 周恩来「当前文字改革的任務」(政治協商會議全國委員會主催報告会における報告)1958年1月10日。

20 王理嘉「從官話到國語和普通話——現代漢民族共同語的形成及發展——」『語文建設』1999年, 第6期, 23頁。

21 周亞川「『地方普通話』的性質特徵及其他」『世界漢語教學』1991年, 第1期, 12頁。

22 周亞川前掲論文12頁。

れに対し、「方言普通話」や「方言腔普通話」という名称に具体的な地名をつけた呼び方は、「～方言普通話」や「～方言腔普通話」となるため、簡潔な名称にはならないとみられている²³。

中国の言語学者たちは、外国の社会言語学と心理言語学の理論を導入した結果、普通話と諸方言との共存共栄の「双語制」(bilingualism)を認知し、また、方言要素が普通話に混在する一種の変種である「地方普通話」の新概念を認知した²⁴。「地方普通話」は「過度語」、あるいは「仲介語」とも呼ばれる。「仲介語」はもともと心理言語学理論上の用語で、第二言語を習得する過程において第一言語の言語干渉により発生した、第一言語と第二言語が混合された中間的な言語変種を指す用語である。外国語教育と中国語の教育に導入されたこの理論が漢語方言と普通話の中間的な変種にも応用され、その結果、こうした中間的な変種の存在が「地方普通話」という名称で承認されるようになった²⁵。

いずれにせよ、「地方普通話」の「地方」とは、行政上の「地方」ではなく、地域方言を指す意味での「地方」なので、「地方普通話」も「方言普通話」と同様、漢民族の方言なまりの普通話を指し、少数民族語なまりの普通話を含むものではない。

二、教育や語学の対象としての「普通話」

学校教育の教科や語学の対象としての「普通話」は、教育を受ける側により名称が異なる。教育を受ける側には、具体的に、一、漢民族の生徒たちが学校教育で「国語」としての「普通話」を学ぶばあいと、二、少数民族の人々が「漢民族の共同語」、または「国家通用語」としての「普通話」を学ぶばあい、三、外国人が中国の公用語としての「普通話」を学ぶばあいの違いがある。したがって、教育や語

学の対象としての「普通話」の名称については上記の三種類に分けて分析する必要がある。

「語文」と漢民族

漢民族の生徒たちが学校教育で「国語」として学ぶ「普通話」の名称には、「語文」(yuwen)のほか「現代漢語」(xiandai Hanyu)がある。語文は、日本の「国語」に当たる教科名で、1950年代初期までは中華民国時代の「国語」(guoyu)のままであったが、その後、中国の共通語としての「国語」(Guoyu)が廃止されたことに伴い、使用されなくなった。教育内容としての「語文」の意味は、「語」が話しことばを指すのに対し、「文」は書きことばを指す。「現代漢語」は、学校教育ではこの「語文」教育の内容や対象として使われている名称でもある。「現代漢語」は、1950年代当初、「民族共同語、文学語としての漢語である」²⁶と説明されていたが、その後は実際、多くの現代漢語の教材において「普通話」と同じ定義をされている²⁷。

「現代漢語」のそんな定義に対して最近では、「現代漢語」には、現在の中国領内の方言、特に南方各省の方言は含まれないのか、その広い地域において人々が使っている方言は「現代」の「漢語」には属さないのか、「現代漢語」を「普通話」と同等にすること自体がすでに漢語方言発展の「危機」を意味するものではないかと問いかける学者もいる²⁸。

しかし、学校教育のばあい、教授されているのは方言、とくに南方方言ではなく、普通話なので、教科名称の「語文」や教育内容の「現代漢語」が「普通話」であると説明されたとしても論理上矛盾するものではない。「語文」の意味について、中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』(商務印書館 2000年)では次のように説明し、例を

23 周亜川前掲論文 17 頁。

24 浜田悠美前掲論文 439 頁。

25 浜田悠美前掲論文 447 頁。

26 羅常培、呂叔湘「現代漢語規範問題」、『現代漢語規範問題學術會議文件彙編』(1956)、4 頁。

27 例えば、胡裕樹主編『現代漢語(修訂本)』(上海教育出版社 1979年)では、「普通話」の定義をそのまま使用したうえで、「現代漢民族が交際をするのに用いる言語である」と記述している。

28 潘文国(2008)、6 頁。

あげている。

① 語言和文字（言語と文字）：語文程度（国語のレベル）、「指閲読、写作等能力」（閲読、文章を書くなどの能力を指す）。

② 語言和文学（言語と文学）：中学語文課本（中学校の国語の教科書）。

日本の「国語」の授業で文学を教えているのと同じように、実際、中国でも「語文」の授業では文学を教えている。したがって、「語文」は教科の名称として、教授する内容を示す意味で使われていることがわかる。

「漢語」と少数民族

少数民族が「漢民族共同語」、あるいは「国家通用語」として学ぶ「普通話」の名称は「漢語」（Hanyu）である。漢族が「語文」として学ぶ「普通話」とは程度や範囲の差があるにせよ、同一の言語であるにもかかわらず、名称が異なるのは注目に値するところである。ここが国民党統治時代と異なるもっとも特徴的な部分である。民国時代は、漢人が習おうとモンゴル人が習おうと対象となる教科名は「国語」でしかなかった。それには二つの理由があった。一つは、「国語」という名称は、共通語、または、「国家語」の意味で用いられていただけでなく、教科名としても用いられていた。もう一つの理由は、いわゆる少数民族語による学校教育が体系的に形成されていなかったため、少数民族語による「語文」という名の教科がなかった。

中華人民共和国成立後、実際は、1950年代半ば以降、「普通話」は「国語」の共通語としての意味を継承したが、教科名としての意味を継承せず、教科名としての「国語」に代わる名称として「語文」が新たにつくられた。「国語」とは異なり、この「語文」という名称は、漢民族の民族語の教科に限らず、少数民族の民族語の教科名としても導入され、それぞれの民族語による名称が使われた²⁹。そのため、漢民族の学校やクラスの「語文」が、少数民族語による学校やクラスでは「漢語」になったので

ある。したがって、ここで「漢語」は漢語方言を含まない。なぜならば、少数民族の生徒たちは学校教育における「漢語」の授業では、地域や教員の状況とは関係なく、原理上いかなる漢語方言も「地方普通話」も学ばず、「標準普通話」しか学ばないからである。

少数民族語による教育システムにおいて、「語文」は少数民族の生徒たちに母語を教える教科名となる。そのために、少数民族出身の生徒であっても、漢語で教育を受ければ、「語文」の対象は普通話や現代漢語になる。

このように、「普通話」を「現代漢語」たらしめたのが漢族の学校教育における「語文」という教科だったと言えるなら、「普通話」を「漢語」たらしめたのは、少数民族の学校教育における「漢語」という教科であったと言える。いうまでもなく、「漢語」とは少数民族の言語それぞれから見た漢族の言語を指す名称である。したがって、「普通話」を誰よりも強く「漢語」と意識するのは少数民族語の話し手たちである。

「中文」と外国人

外国人が中国の公用語として学ぶ「普通話」の名称には、「中文」（Zhongwen）、「対外漢語」（Duiwai Hanyu）、「国際漢語」（Guoji Hanyu）などがある。「中文」は、文字に基づくという意味では「中国語」に対する「中国文」の省略形と考えることができる。しかし、中国語には Zhongguoyu（中国語）という言い方も、その省略形としての Zhongyu（中語）という言い方もないので、実際、「中文」は、「外語」（waiyu）「外文」（waiwen）＝「外国語」に対して使われることが多い。

中国の一般の大学では中国語文学系（「系」は「学部」の意）の省略形として「中文系」があるが、それは「外国語系」、または「外文系」に対してである。しかし、少数民族語の専攻をもつ大学などでは、一般の大学で「中文系」と呼ばれる学部は「漢語系」となることが多い。ここでは教育の内容とは

29 例えば、モンゴル語では keles bičig, 朝鮮語では eomun, カザフ語では tel adibiyet と言う。

関係なく、比較の対象や意識する言語の違いにより、「普通話」を意味する名称が変わっている。

「中文」という名称に関しては、「文」（書きことば）を重視する視点から「漢語」ではなく、「中文」の使用を強調する中国人学者もいる。それによれば、「中文」が「漢語」にしだいに取って代わられた一つの要因は、「語」（話しことば）重視の英語教育の影響によるもので、もう一つの理由は、「中文」と呼べば、一民族語を国家全体に押し付けたことで「大漢族主義」の疑いをもたらしかねないと考える人がいるからである。そういう人たちの論理に従えば、「中医」（漢方医）も「中餐」（中華料理）も「漢医」、「漢餐」と呼ぶべきではないか、ということである³⁰。

前者については後述する。後者に関しては、「中文」という名称をめぐるそのような考え方を示した発言や記述は未確認であるが、「国語」については、中国文字改革委員会秘書長を務めていた倪海曙が「北京語を『国語』と呼ぶのは、わが国が多民族であるという事実を抹殺し、一部分の人たちの大漢族主義思想を暴露することになる」と述べている³¹。

1970年代の終わりころから、中国では改革開放政策が行なわれ、外国人に中国の公用語として「普通話」を教えることが急激に増えてきた。それにより登場した名称に、「対外漢語」や「国際漢語」などがある。「対外漢語」は、英語の Teaching English as a Foreign Language (TEFL) のまねをしてつくられた Teaching Chinese as a Foreign Language (TCFL) の中国語訳である「把漢語作為外語的教学」の省略形であり、この新しい名称の作成により、対外教育の重点も急に「語」、つまり、

話しことばにおかれるようになった³²。

ところが、この「対外漢語教学」や「対外漢語」が一部では「対外国人進行的漢語教学」（外国人に対して行なう漢語教育）と理解され、「内憂外患」の名称であると論述されている。つまり、「内憂」とは、国内少数民族の漢語教育も実質的には第二言語なのにこれが使えない。「外患」とは、漢語を第二言語として学ぶ人たちは中国に来て学ぶ「外国人」ばかりではない。多くの人たちは本国で漢語を習っているので、そこで「対外漢語教育」を使うのはしっくりしないということである³³。

「国際漢語」の英訳も International Chinese language であるように、「漢語」の中国側からの英訳はいずれも Chinese か Chinese language である。しかし、「漢語」を Chinese と訳するのは一部をもって全体を代替するので明らかに間違いであるという指摘もある。中国国内の権威ある『漢英辞典』では、「普通話」とかかわりのある諸名称は次のように英訳されている³⁴。

漢語: Chinese (language), 普通話: putonghua; common speech (of the Chinese language); standard Chinese pronunciation, 華語: Chinese (language), 国語: ①national language; ②old name for 普通話; ③old Chinese as taught in school.

そのほか、外国語としての「普通話」とは直接関係ないが、「域内漢語」(Yunei Hanyu) と「域外漢語」(Yuwai Hanyu) という名称がある。前者が中国各地（香港、台湾、マカオを含む）の「普通話」を指し、後者が中国以外の国や地域で使われている「普通話」を指す意味で使われている³⁵。

30 潘文国 (2008), 4 頁。

31 倪海曙「應該把普通話的概念弄明白」『普通話論集』(1956), 129 頁。

32 潘文国 (2008), 4 頁。

33 劉頌浩「対外漢語（教育）的重新闡釈」北京外国語大学国際漢語教学信息中心編 『国際漢語教学動態与研究』2006 年, 第四輯, 30 頁。

34 丁安儀, 郭英劍, 趙雲龍「應該怎樣称呼現代中国語的官方語言?」『河南師範大学学报』(哲学社会科学版) 2000 年, 第三期, 97-98 頁。

35 郭熙 (2004), 340 頁。本書では「域内漢語」と「域外漢語」をそれぞれ「狭義」と「広義」に分け、基本的に、「狭義」が「普通話」を指すのに対し、「広義」は「漢語諸方言」を指す意味で使われているが、ここでは、「普通話」との関連で、「狭義」の意味での使い方のみを引用した。

三、「国語」、「国家語」としての「普通話」

ここまでの論述で見てきたように、中国語には、潜在的に「普通話」を指す名称が数多くある。その主なものとして、「普通話」、「国語」、「華語」の三つと「漢語」が併用されている。具体的には、中国大陸では「普通話」、近年までの台湾では「国語」、近年の台湾を含む多くの地域や国では「華語」が使われている。「漢語」については後述する。中国ではこれらの名称は互いに排斥するものではなく、相互に補うものであるという考え方が一般的であり、これらの名称は長期的に併用されるであろうと考えられている。しかし、「一言語」が複数の名称をもっているという不合理さなどにより、中国語圏の学者たちの間ではそのいずれか（主として「華語」か「国語」）の「華人の言語」、または、「中国の国語」の「正名」（正しい名称）としての「正当性」や合理性を主張する見解が多く出されている。

それはなぜであろうか。それらの名称をまとめる立場にある「普通話」の固有名詞としての機能に問題はないのか。そして、「普通話」を意味する多くの名称において「漢語」はどのような立場にあるのか。なぜ、「漢語」は「正名」として取り上げられないのか。ここではこうした問題に焦点を絞り、「普通話」、「国語」、「華語」、「漢語」の順に見ていきたい。

普通話

「普通話」という名称は、日本において「国語」以前に用いられていた名称であり、「国語」と同じく日本から中国に流入されたことばである³⁶。1930年に中国共産党政治局委員を解任され、その後、魯迅とともに「左翼作家連盟」を指導していた瞿秋白が「国語」を「官僚的」と批判し、「大衆語」と

「普通話」という概念を持ち出して「国語」と対峙していた³⁷。このように、社会主義中国が漢民族の共通語を指す意味で「普通話」を「国語」の代わりに使用したのは、ただ少数民族語を強く意識したからではなく、言語問題においても、イデオロギー的にそれ以前の共産主義運動の流れを汲むことに意義があったからだと考えられる。

いずれにせよ、「普通話」は「国語」に代わったことにより、それまでの普通名詞から固有名詞となったのは事実である。現在は、中国の憲法と「国家通用语言文字法」で「全国に通用する」言語、「国家通用語言」の名称に規定されたことが「普通話」の固有名詞としての性質を確定している。しかし、「普通話」という名称が固有名詞として弁別性に欠けていることは、その語構成と語義が前記「大衆語」や「共通語」、「通用語」といった普通名詞や術語と共通性をもっていることから観察される。特定の言語名としての固有名詞は「ロシア語」、「モンゴル語」、「日本語」、「韓国語」などのように、民族名や国名の固有名詞を冠するのが一般的である。「普通話」という名称のばあいは、それが欠けているばかりでなく、「～語」(～yu)ではなく、言語学上の分類では使わない、任意の地域や町の「ことば」を指す「～話」(～hua)が使われていることも、特定の言語を指す限定性に欠けている³⁸。

中国大陸の「漢語」、台湾の「国語」³⁹、海外華人社会の「華語」という名称がいずれも「普通話」を指す意味で使われているなら、「普通話」は潜在的にこれらの名称をまとめられる立場にある。しかし、中国の憲法と「国家通用语言文字法」に「普通話」という名称が「全国に通用する」言語と「国家通用語言」と規定されているにもかかわらず、香港や台湾など中国語圏や中国大陸では、共通語や「国家語」の名称をめぐる議論、または、共通語や「国家語」

36 宮西久美子「中華人民共和国の言語政策における「普通話」の位置づけ」『言語文化研究』第26号、275頁。

37 呂冀平(2000)、33頁。

38 フフバートル「現代中国の言語政策——普通話普及と少数民族語——」山本忠行 河原俊昭編『世界の言語政策 第2集 多言語社会に備えて』くろしお出版、2007年、96頁。

39 2003年2月に台湾で「語言發展法」が採択され、その直後に「国語推進辦法」が廃止された。それにより、それまでの「国語」は「華語」となり、その他の13の言語とともに「国家言語」となった。

としての「普通話」という名称に対する異議は絶えず、「普通話」や「漢語」に代わる言語名として「華語」の合理性や「国語」の復活を主張する論述が関心を引いている⁴⁰。これは、つまり、多民族国家の「国家通用語」である「普通話」の名称がどれだけ試練に耐えられるのかという問題でもある。

国語

中華人民共和国成立直前に召集された中国人民政治協商會議が制定した『共同綱領』第五三条は、「各少数民族はいずれもその言語文化を發展させ、その風俗習慣および宗教信仰を保持あるいは改革する自由を有する」となっている。

中国共産党は、少数民族政策においては蒋介石の国民党というまでもなく、孫文の民族観に対しても「大漢族主義」であると批判している。その背景には、政權安定のために、民族関係における前政權との違いを強調しなければならない国内事情もあったが、社会主義人民共和国として、少数民族に対する政策はソ連をモデルにしなければならなかった。それは、少数民族とかかわりの深い言語政策においても同じであった。そのために、ここではまず『ソビエト百科辞典』における「国語」の項目を見ることがしたい。

搾取制度のある多民族国家では、本国諸機関の公文書、機関と国民との正式な往来および学校教育などで必ず使用される言語文字を法律によって国語に定めている。統治地位にある民族の上層の統治者たちが強制的な手段で自民族の言語を必ず使用しなければならない国語に定め、同時に、いろいろな方法で他民族の言語を排除し、制限する。ソ連ではあらゆる民族がみんな平等で、国語の存在はない。

つまり、新中国が「国語」を廃止して「普通話」という名称を使用しはじめたイデオロギー的、理論的根拠はここにあったのではないか。しかし、1970

年代以降民族理論の分野でもすでに「ソ連離れ」が進んでいた中国では、このようなソ連の理論にこだわる人は少ない。後述の「華語」のばあいとおなじく、「普通話」に代わる名称として、「国語」の復活を主張する意見も多く見られる。ここではそうした論点の提示などは省略し、実例も一つだけに止めた⁴¹。

現在通称されている普通話および現代漢語の書面語を「国語」と通称し、中国各民族の言語と文字を「華語」、あるいは「中国語」と通称し、これに対応するように英語では Kuo-yü で「国語」を指し、Chinese で「華語」、あるいは「中国語」を指す。

「国語」復活論を可能にしたのもそれに拍車をかけてきたのも、「国家通用語言文字法」の実施により定着してきた「国家通用語言」という名称である。本稿の「はじめに」で見た周有光のばあいのように、「国家通用語とはつまり「国語」ではないか」という考えによるものが多いが、周氏のばあいは、実際「全国共同語とはつまり「国語」ではないか」であり、それは「全国」が「国家」に切り替えられる以前のことであった。しかし、ここで指摘しておかなければならないのは、「国家通用語言」から「国」と「語」の二語を抜き出して「国語」をつくったとしても、現行「国家通用語言文字法」における「普通話」は、同法の名称どおり、「通用語」(common language)の範疇に属する名称であり、「国家語」(national language)にはなれないということである。社会言語学者の郭熙は、最近の論述で中国語の名称の問題について次のようにまとめている⁴²。

われわれは、漢語の標準語を「内称」と「外称」、あるいは「跨称」に分けることができる。前者を「国語」(『中華人民共和国国家通用語言文字法』が「国家通用語言」という概念を使っているが、その省略形はちょうど「国語」にあたる)、あるいは「普通話」、後者を「華語」と呼ぶことができる。

40 呂冀平 (2000), 22-40 頁。

41 丁安儀, 郭英劍, 趙雲龍前掲論文, 100 頁。

42 郭熙「現代華人社会中称說「漢語」方式多樣性的再考察」『南開語言學刊』2007 年第 1 期, 150 頁。

最後に、中国国内の権威ある二冊の漢語辞典における「国語」の記述の違いを示しておきたい。編纂者と出版された年の違いに注目してもらいたい（傍点は引用者による）。

中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』（商務印書館 2000年）

①本国の人民が共同で使用する言語を指す。わが国では漢語普通話の旧称。②古くは中小学校の語文科目を指す。

李行健 主編『現代漢語規範詞典』（外語教学与研究出版社 語文出版社 2004年）

①国内において歴史的に形成し、政府により規定され、標準化された通用語。わが国の国語は漢語普通話。②古くは中小学校の語文科目を指す。

華語

「華語」という名称は、海外に居住する中国籍をもつ華僑やマレーシア、シンガポールなど東南アジアの国々をはじめとする諸外国の国籍をもつ中国系住民——華人のことは指す意味で使われてきた。しかし、中国経済の急成長により中国語の「全球化」（グローバル化）が進んでいる現在、「華語」「華文」は、中国大陸を含め、国際的な場で「漢語」「漢文」に代わる名称になってきた。それに、漢民族が国内の少数民族よりも海外の華僑や華人との連帯を強めている現在、一般の中国人（漢民族）にとっても「華語」という名称は身近な存在となり、使われる機会が増えている。それは、漢民族の国際的展開により、民族アイデンティティが国内向けの「漢族」アイデンティティから海外での異民族や外国人を意識した「華人」アイデンティティに変わりつつあることを意味するものでもある。

前記郭氏は、「華語」と「漢語」の使用頻度の違

いをインターネットで調べ、その結果を発表している。それによれば、2004年8月16日11:43のgoogleによる検索結果は、「華語」が52万件で、「漢語」は52.5万件であった⁴³。その検索が中国大陸で使われている簡体字によるものか、それとも香港、台湾などで使われている繁体字によるものなのかは不明だが、もし簡体字によるものなら中国での使用状況を知るうえで有効である⁴⁴。

これらのデータは一つの目安として参考になるが、中国の公式用語が「華語」ではないにもかかわらず、「華語」という名称の使用率がこれほど高いのは、漢民族のことは「漢語」として国内向けに、少数民族語に対して使われるよりも、「華語」として対外的に、外国語に対して使われる頻度が高まってきたことを意味し、同時に、中国人（漢民族）が自らの母語や「国語」を「漢語」というよりも、「華語」と意識する人が増えてきたことを示すものであろう。郭氏は、「華語」という名称を使うことについて次のように主張している⁴⁵。

「漢語」という名称が人々の需要を満たせない以上、かならずそれに代わるものがなければならない。こういう状況において、伝統上すでに存在し、海外華人社会で広く使用されている「華語」を使うことが理想的な選択のほうである。

中国には「華語」という名称を単に「華人（基本的には漢民族）のことは」という意味で安易に理解して使っている人が多いようだが、「華語」という言語名は、中国の国内政治においてはさらに重要な意味で「漢語」や「普通話」に取って代わりかねない潜在性をもっている。つまり、「華人のことは」という狭い意味ではなく、「中華民族のことは」という広い意味においてである。現在の中国は「中国の諸民族」を指す「中華民族」という思想を前政権

43 郭熙（2004），368頁。

44 参考までにここでは、両方の文字による2006年4月23日11:00と2008年12月9日22:50のgoogleによる検索データを示しておきたい。前者は、簡体字による「華語」と「漢語」はそれぞれ351万と633万件で、繁体字による「華語」と「漢語」はそれぞれ175万と265万件であり、後者は、簡体字による「華語」と「漢語」はそれぞれ1060万と3070万件で、繁体字による「華語」と「漢語」はそれぞれ409万と1120万件である。

45 郭熙（2004），375頁。

の中華民国から受け継ぎ、中国の国民国家形成において、それに「国民」の意味をもたせている。そして、「国家通用語言」としての法的な地位を得た普通話⁴⁶は、すでに「中華民族大家庭の共同語」と主張されている⁴⁶。しかし、「普通話」および「普通話」の意味で使われている「漢語」は「華語」にすげかえられるかといえば、それには大きな壁がある。

つまり、中国は国内少数民族自体を「中華民族」の構成分として政治的に認定することができたとしても、「華語」を「中華民族共同語」の名称として、少数民族に押し付けることはできない。それは、中国の少数民族自身は「中華民族」であるとしても、その諸言語は、「少数民族の言語」として、「普通話」⁴⁶したがって、狭義の「漢語」と「華語」とは別の独立の言語であることが中華人民共和国の憲法により保障されているからである。中国が「国家通用語言文字法」の採択において、漢民族のことばであった「普通話」を「国家通用語言」として規定するにあたり、憲法で保障されている少数民族語の権利に深い配慮を示していたのもそのためである。

漢語

1950年以前の中国では「漢字」という名称がよく使われていたのに対し、「漢語」という言語名はあまり使われていなかった。「漢語」がよく使われるようになったのは、「漢民族」や「漢族」という用語の使用頻度があがってきたことと直接関係がある。諸民族の平等を掲げ、国内民族関係の調整に力を入れた中華人民共和国で、「民族」は社会構造において重要な単位となった。民族識別により民族の数が大幅に増えただけでなく、「民族」は個人や集団の所属関係を表す意味で日常的に使われるようになった。

それに、「国語」が「普通話」に改められたことにより、実際、「漢語」は、「普通話」の固有名詞としての機能を補充する意味で多く使われるようになった。それにより、「漢語」は口語において漢民族の諸方言を指すという意味ばかりでなく、「普通話」

の代用語として、「普通話」を指す狭い意味でも使われるようになった。実際、狭義で使われる比率が諸方言と普通話の両方を指す広義での使い方よりずっと多くなった。そういう意味では「国家通用語言文字法」の成立により、「普通話」が「漢民族の共同語」から「国家通用言語」となった現在、狭義の「漢語」が「普通話」であるということを強調することは、いわば、一民族語がそのまま「国家語」に昇格したという事実を露呈することになる。つまり、「漢語」が「普通話」を意味しているということは、少数民族にとってはあまり好ましくない現実である。

一方、「漢語」の広義から考えれば、少数民族が「漢語」として学んでいるのは「普通話」であるため、民族や地域によって漢語の特定の方言と接触することがあるにしても、漢民族の諸方言としての「漢語」とはほとんど無関係である。したがって、少数民族にとっての「漢語」とは一般的に「普通話」を指すものであるが、それは少数民族に限ったことではない。中国国内で出版されたおびただしい現代漢語辞典や現代漢語対少数民族語辞典などもそのほとんどが「諸方言」を扱っていないため、厳密には「普通話辞典」である。

書きことばを含む現代漢語が普通話と同じ定義をされているにせよ、普通話とはそもそも口語を指し、口語の統一に向けて使い出された用語なので、「漢語」との置き換えはできても、「漢文」(Hanwen)を含むことはできない。普通話が法定名称となった現在、普通話は「漢文」とコンビを組まざるをえないときもある。『中華人民共和国民族区域自治法』第四十九条では、「(前略)少数民族の幹部はその民族の言語文字を学習し、使用すると同時に、全国に通用する普通話と漢文も学ばなければならない」(傍点は引用者による)と規定されている⁴⁷。それは漢語漢文だったコンビの漢語が「全国に通用する普通話」と憲法に記載されたために起きた奇妙な組み合わせである。このように、普通話は読み書きといった文の要素が欠けているため、「国語」の概念に代わるには機能が不十分である。そのために、「普

46 『中華人民共和国国家通用語言文字法学習読本』(2001)、32頁。

通話」は辞書や書きことば、学問分野はいうまでもなく、口語の分野においてもつねに「漢語」に助けを求めている。「普通話」を使用するうえでの矛盾や不便は、実際、「漢語」が「普通話」に代用されたことによる弊害でもある。それでも、「漢語」は「普通話」に正式に代わることはできず、「華語」や「国語」のように、共通語名や「国家語」名の候補として取り上げられることがほとんどない。それは、「漢語」が少数民族語との並存において存在するという「漢語」の「生い立ち」および位置づけと深い関係がある。

むすびに

中国で「華語」、または「国語」を「普通話」や「漢語」の代わりにしようという考え方が台頭していることは、対外的に「全球華人」（全世界の華人）連帯意識が強まり、「国家語」の問題を国内少数民族語との関係から考える視点が欠けてきた表れでもある。「普通話」の共通語としての採用は、現代中国の言語政策の重要な一環であり、少数民族語政策と深い関係がある。しかし、「普通話」とかかわりのある議論では少数民族語との関連について述べることは少ない。そして、少数民族語の存在を際立たせる「漢語」という名称も「普通話」のように公式に導入されたものではないため、「普通話」の代用語、または、「普通話」を意味する諸名称の解釈用語として用いられてきた。

しかし、「普通話」が「漢民族共同語」であると定義されようと、「国家通用語」であると規定されようと、あるいは、「普通話」と呼ばれようと、「漢語」ほどに少数民族に安心感を与える名称はほかにない。「漢語」が漢民族の民族名を冠しているだけ、一民族語として少数民族語と対等であり、少数民族語それぞれとのボーダーラインがはっきりする。しかし、そうではなく、漢民族の言語名がなんらかの形式でその民族語の枠を越えて、少数民族に影を落とし、または、少数民族をその傘下に含めるような

ことになれば、少数民族語それぞれの独立言語としての存在が脅かされることになりかねない。「普通話」が「国家通用語」であると法的に規定された今日、唯一、「漢民族の共同語である普通話」という定義だけが、「普通話」という名称が漢民族の言語の枠を越えていないという論理的な根拠になっている。

しかし、この「漢語」も学校教育の教科として、少数民族語と並存し、少数民族語と対照される時にしか漢民族の言語としての実体が明瞭にされず、もし、少数民族語が学校教育での存在を失い、公的な場での文字言語としての地位や機能、役割をなくせば、「漢語」の実体も少数民族語との並存や対比、あるいは対立から姿を消し、「漢語」は「漢語」ではなくなり、「普通話」、あるいは、「国家通用語」として一人歩きすることになるだろう。その時、文字言語としての自らの姿や存在が見られなくなった少数民族語は、ひたすら「普通話」や「国家通用語」の大きな流れに流されるだけの身になるに違いない。そうなれば、少数民族語は国民党統治時代、つまり、新中国から旧中国にもどり、あらゆる場で「国語」の支配を強いられるようになりかねない。

そういう意味で、「普通話」を「漢語」にしたのは、教育の場など公的な場において、文字や書きことば、そして、書きことばによる文学をもって自らの実体と存在をクローズアップしてきた少数民族語であった。元をたどれば、それを可能にしたのは、1949年代以降の共産党新中国の民族政策であった。

けっきょく、新中国は「国語」を「普通話」にしたが、「普通話」は新中国の民族政策の成果としての「少数民族語」によって「漢語」にされたのであった。中国の少数民族は新中国において自らとのコントラストでつくりあげられてきたこの「漢語」という、漢民族の言語名としてもっとも自然で、ふさわしい名称を守っていかなければならない。それは少数民族語による民族教育の堅持という自らの努力にかかっている。

47 しかし、第九回全国人民代表大会常務委員会第二十次會議（2001年2月28日）による同法の修正で「漢文」は、「規範文字」となっている。これでは文の要素が消え、文字の問題になるが、「国家通用語言文字法」の規定による「国家通用文字」は「規範漢字」である。

「漢語」とは基本的に少数民族語の立場を考慮した国内向けの名称であった。そのために、外国語としての中国語のことを「対外漢語」、または、「国際漢語」と名づけるなど、「漢語」という名称にさらに「外向きの」という意味の修飾語を付けなければならなかった。実際の問題として、「普通話」を「漢語」と呼んでいることは、いわば、中国人を「漢族」と呼んでいるのと同じように、国際的な場ではふさわしくないことがわかる。しかし、それは言語の名称以前に、国家の名称がその主幹民族の名称に基づかなかったための弊害であり、「中華」という虚構の国家と「漢」という自然の民族との食い違いによるものである。

主な参考書

中国語

人民出版社（1953）人民出版社『民族政策文献彙編』人民出版社

王力等（1956）王力等『漢族の共同語和標準音』中華書局出版

現代漢語規範問題學術會議秘書処（1956）

現代漢語規範問題學術會議秘書処編『現代漢語規範問題學術會議文件彙編』科学出版社

『普通話論集』（1956）文字改革出版社編『普通話論集』文字改革出版社

『辞海 民族問題類二稿』（1961）中国科学院民族研究所中央民族学院『辞海』辦公室

『吳玉章文集』（1987）

中共四川省委党史工作委員會『吳玉章伝』編写組『吳玉章文集（上・下）』重慶出版社

費孝通（1989）費孝通『中華民族多元一体格局』中央民族学院出版社

中共中央統戰部（1991）

中共中央統戰部『民族問題文献彙編（1921年7月～1949年9月）』中共中央党校出版社

戴慶厦主編（1992）戴慶厦主編『漢語与少数民族語言關係概論』中央民族学院出版社

費錦昌（1997）費錦昌主編『中国語文現代化百年記事（1892～1995）』語文出版社

陳恩泉（1999）陳恩泉主編『双語双方言与現代中国』北京語言文化大学出版社

戴慶厦等（2000）

戴慶厦 成燕燕 傅愛蘭 何俊芳著『中国少数民族語

言文字応用研究』雲南民族出版社

呂冀平（2000）呂冀平主編『当前我国語言文字的規範化問題』上海教育出版社

『中華人民共和国国家通用語言文字法學習讀本』（2001）

全国人大教科文衛委員會教育部語言文字応用管理司編写『中華人民共和国国家通用語言文字法學習讀本』語文出版社

馬戎（2001）馬戎著『民族与社会發展』民族出版社

郭熙（2004）郭熙『中国社会言語学』（増訂本）浙江大学出版社

于根元（2005）于根元主編『新時期推廣普通話方略研究』中国經濟出版社

鄒嘉彦 游汝傑編著（2001）鄒嘉彦 游汝傑編著『漢語与華人社会』復旦大学出版社

周有光（2002）周有光『21世紀的華語和華文』生活・讀書・新知 三聯書店

「新時期推廣普通話方略研究」課題組（2005）

「新時期推廣普通話方略研究」課題組編『推廣普通話文件資料彙編』中国經濟出版社

陳章太（2005）陳章太著『語言規劃研究』商務印書館

馬麗雅等（2007）馬麗雅 孫宏開 李旭練 周勇 戴慶厦編『中国民族語文政策与法律述評』民族出版社

潘文国（2008）潘文国『危機下的中文』遼寧人民出版社

日本語

豊田（1968）豊田国夫著『言語政策の研究』錦正社

橋本（1983）橋本萬太郎 編『漢民族と中国社会』（民族の世界史 5）山川出版社

S. R. ラムゼイ（1990）S. R. ラムゼイ 高田時雄他訳『中国の諸言語—歴史と現状—』大修館書店

吳宗金（1998）吳宗金編著 西村幸次郎監訳『中国民族法概論』（アジア法叢書 24）成文堂

金龍哲（1998）金龍哲編訳『中国少数民族教育政策文献集』大学教育出版社

岡本（1999）岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社

藤井（宮西）久美子（2003）『近現代中国における言語政策—文字改革を中心に—』三元社

陳於華（2005）陳於華『中国の地域社会と標準語—南中国を中心に』三元社

渋谷謙次郎（2005）渋谷謙次郎『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義—』三元社

（フフバートル 現代教養学科）